

銃砲刀剣類所持等取締法の規定により公安委員会に提出する書類等の様式を定める
告示の制定について（例規通達）

（平成25年6月19日）

（栃生環第1号）

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく各種許可等に関する書類等の様式については、
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年3月22日總理府令第16号）に定めるも
ののほか、「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律等の施行について」（平
成21年11月18日付け警察庁丁保発第147号通達）等により運用していたところであ
るが、この度、新たに、「銃砲刀剣類所持等取締法の規定により公安委員会に提出
する書類等の様式を定める告示」が制定され、平成25年7月1日から施行されることと
なったので、今後、当該告示に定める様式により運用することとしたので、事
務処理上誤りのないようにされたい。